

令和2年5月1日

保護者の皆様へ

認定こども園 白兔愛育園  
園長 廣瀬 元正

### 新型コロナウイルス感染症による登園自粛期間の延長について

高砂市では、現在、国からの緊急事態宣言を受け4月9日から5月6日まで、特別保育と同等の登園自粛をお願いしておりますが、5月7日以降につきましても新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、下記のとおり登園自粛期間を延長するよう市より要請がありました。

つきましては、感染リスクから子どもの命を守るため、勤務先において在宅勤務や休暇要請、または家族等の支援が得られるなど、家庭での保育が可能な方は、引き続き登園自粛にご協力いただきますよう、当園からもお願い申し上げます。

なお、勤務先等へ提出するために、市が登園自粛要請を行っている証明書が必要な場合は、幼児保育課（電話 079-443-9025）までお問い合わせください。

### 記

#### 1 登園自粛期間

～令和2年5月31日（日） まで  
（国の判断により期間が変更になる場合があります。）

#### 2 利用者負担額（保育料）の取扱いについて

##### 【3歳児から5歳児】

- ・利用者負担額（保育料）が無償のため変更はありません。

##### 【0歳児から2歳児】

##### ・登園自粛する場合

登園自粛した日数分（日・祝を除く）の利用者負担額（保育料）が日割り計算で還付されます。

##### 〈計算式〉

市が決定した利用者負担額（保育料）×登園自粛以外の日数÷25日  
（10円未満の端数については切捨て）

（利用者負担額（保育料）の還付） ※既に納付済で過払いがある場合のみ  
市が保護者宛に「保育料変更決定通知書」及び「還付請求書」を送付  
保護者から「還付請求書」を園に提出  
市または園から過払い分の利用者負担額（保育料）を還付

利用者負担額は  
前回のお知らせ  
より変更はござ  
いませぬ。

・登園自粛しない場合

利用者負担額（保育料）に変更はありません。

※延長保育料等につきましても、登園自粛の場合は、当園で独自に日割り計算をし還付したいと思います。

3 保護者の皆様へのお願い

- ・感染症対策のために毎日お子様の体温を測り、体調のチェックをお願いします。新型コロナウイルス感染症が疑われる発熱等の症状がある時は、自宅で静養するとともに、兵庫県加古川健康福祉事務所（079-422-0002）に相談するようお願いいたします。
- ・お子様の健康状態等について、発熱等の症状が見られたら必ず園へご連絡ください。
- ・不要不急の外出は控えてください。  
新型コロナウイルスは、咳やくしゃみによる感染や、ウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ることにより感染します。感染予防のために手洗い、うがいやマスクの着用などをするとともに、不要不急の外出を控えましょう。
- ・自粛される方は、お子様の育児や健康状態等に不安がある場合は園へご相談ください。

以 上